

平成29年度第1回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会・児童育成部会合同部会  
＜議事録＞

日 時：平成29年8月29日（火）19時

場 所：帯広市保健福祉センター2階多目的ホール

（会議次第）

1. 開 会

2. 会 議

（1）部会長及び副部会長の選出について

（2）第五期帯広市障害福祉計画及び第一期帯広市障害児福祉計画策定スケジュール  
（予定）について

（3）第五期帯広市障害福祉計画及び第一期帯広市障害児福祉計画策定に向けたアンケート調査結果（速報値）等について

（4）その他

3. 閉 会

（委員・専門委員）

○出席（18名）

（障害者支援部会 9名）

細川委員、畑中委員、田中委員、鈴木委員、松下委員、山本専門委員、  
眞田専門委員、白木専門委員、坂村専門委員

（児童育成部会 9名）

村上委員、成田委員、松田委員、山口委員、伊賀専門委員、中岡専門委員、  
宮崎専門委員、佐藤専門委員、鈴木専門委員

○欠席（2名）

（障害者支援部会 1名）

丸山専門委員

（児童育成部会 1名）

真井委員

（事務局）

○障害福祉課

稲葉障害福祉課長、山本知的障害者福祉司兼身体障害者福祉司、山中課長補佐、  
尾上計画推進係長、小室計画推進係主任

○こども課

佐藤こども課長、星野保育担当課長、戸田課長補佐

○子育て支援課

須永子育て支援課長、佐藤課長補佐、遠藤課長補佐、金田課長補佐

（オブザーバー）

○学校教育課

黒島学校教育指導室長、村木学校教育課長

(議事録)

## 1. 開 会

### ○事務局

第1回障害者支援部会・児童育成部会合同部会を開催いたします。本日はお忙しいところご出席いただきありがとうございます。合同部会に先立ちまして、こども未来部長の池原よりご挨拶申し上げます。

### ○部長

障害者支援部会・児童育成部会合同部会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日はお忙しい中、また夜分にも関わらずお集まりいただきまして誠にありがとうございます。皆様には日ごろより本市の保健福祉行政に多大なるご協力、ご助言を賜りましてこの場をお借りし、厚く御礼申し上げます。帯広市では障害のある人が個人の尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、国や北海道とともに必要な支援を行いながら、「人にやさしい、人がやさしいまち」を目指し、福祉施策を進めてきているほか、「子どもたちが夢と希望にあふれ 健やかに育つまち おびひろ」の実現に向けて、子ども・子育ての支援にも取り組んできているところでございます。

この合同部会では、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨を踏まえまして、子どもから成人、高齢に至るまでの障害福祉施策につきまして、将来を見据えながら3年間の計画として皆様のご意見を賜り、策定してまいりたいと考えてございます。どうぞよろしく願いいたします。

### ○事務局

本年2月の健康生活支援審議会におきまして、現在の計画であります第四期帯広市障害福祉計画の計画期間満了に伴う次期障害福祉計画の策定と、平成28年に公布されました障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律により義務付けられました障害児福祉計画の策定につきまして、委員、専門委員の皆様へご説明させていただいたところです。

現在の計画は、障害者支援だけではなく、障害児支援を含む計画となっておりますこと、また、この計画が、障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業などのサービスが計画的に提供されるよう体制の構築・確保を目的として策定されるものでありますことから、障害福祉計画と障害児福祉計画を一体的に策定することとしたものであります。

このため、帯広市健康生活支援審議会条例施行規則第6条の規定に基づき、障害者支援部会と児童育成部会による合同専門部会を開催することとしたものです。

なお、帯広市健康生活支援審議会運営要領の文言整理につきましては、11月の審議会におきましてご審議いただく予定とさせていただきますことをご承知お祈りいたします。

本日は、第1回の合同部会となりますので、その場でご起立の上、自己紹介をお願いしたいと思います。

(各委員・専門委員自己紹介)

○事務局

次に担当する事務局職員の自己紹介をさせていただきます。

(事務局職員自己紹介)

本日は帯広市教育委員会より、オブザーバーとして参加しております。

(オブザーバー自己紹介)

○事務局

池原こども未来部長でございますけれど、他の用務がございますので、ここで退席させていただきます。よろしくご理解をお願い致します。

## 2. 会 議

○事務局

それでは、早速、会議に入りますが、帯広市健康生活支援審議会条例施行規則第3条の規定に準じて、部会の総務は部会長が行うことにしたいと思います。

本日の会議が第1回であり、また部会長が選任されておりませんので、部会長が選任されるまでの議事進行は、私が務めさせていただきます。

本日は、委員・専門委員20名中、18名の出席をいただいております、本日の会議は成立しております。

まず始めに、本日の資料の確認をさせていただきます。

事前に送付させていただいた資料として、

- ・ 会議次第
- ・ 障害者支援部会・児童育成部会合同部会の委員・専門委員名簿
- ・ 資料1 障害福祉計画及び障害児福祉計画策定スケジュール(予定)
- ・ 資料2 障害福祉計画及び障害児福祉計画策定に向けたアンケート調査結果(速報値)について
- ・ 資料3 障害福祉計画の策定に向けたアンケート調査票
- ・ 資料4 障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に向けたアンケート調査票
- ・ 資料5 障害福祉計画、障害児福祉計画 市民意見交換会資料
- ・ 資料6 第四期帯広市障害福祉計画

本日、座席表を配布させていただいておりますが、不足している資料はございませんか。

### (1) 部会長及び副部会長の選出について

次に、(1)「部会長及び副部会長の選出について」を議題といたします。

部会長の選出につきましては、審議会条例施行規則第3条第4項の規定により、専門部会に所属する委員の中から選出することとなり、また、副部会長につきましては、専門部会に所属する委員及び専門委員の中から、部会長が指名することとなっております。

まず、部会長の選出から進めたいと思いますが、選出方法はどのようにいたしましょうか。

○委員

指名推選がよろしいかと思えます。

○事務局

ただいま、委員から指名推選のご提案がございました。部会長の推選は、指名推選によるものとしてよろしいでしょうか。

<委員同意>

○事務局

それでは、委員より指名推選をお願いします。

○委員

部会長に、細川委員を推選したいと思います。

○事務局

ただいま、部会長に細川委員の推選がございました。

他に、ご推選はございませんか。

<他に推選なし>

○事務局

他になければ、委員から指名推選のあった細川委員を部会長に決定してよろしいでしょうか。

<異議なし>

○事務局

それでは、部会長は細川委員に決定いたします。

早速ですが、部会長は正面の席にお着きになり、一言ご挨拶をいただき、今後の議事の進行をお願いいたします。

○部会長

ただいま部会長に指名されました細川でございます。いつもは障害者の部会のことをしておりますけれど、障害児も大きくなると障害者になりますので、同じ中でひとつのテーブルとして切れ目のない福祉計画を策定する。そういった意味でこの会議というものは理にかなっており、色々なかたちでもっていけると思います。皆様、ご専門の方が多々いらっしゃいますので、色々な教えていただくこともあります。どうか円滑な議事進行にご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、副部会長の選出を行います。副部会長は、部会長の指名ということですので、私から児童育成部会の村上委員を指名したいと思います。村上委員よろしいでしょうか。

<指名受諾>

○部会長

よろしくお願いいたします。それでは村上副部会長から、一言ご挨拶をお願いします。

○副部会長

改めまして、村上でございます。ただいま細川部会長よりお話がございましたけれども、細川部会長の考えをみんなで推進して帯広市の施策に反映できるよう、細川部会長を支えていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(2) 第五期帯広市障害福祉計画及び第一期帯広市障害児福祉計画策定スケジュール(予定)について

○部会長

それでは、会議を進めてまいります。障害福祉計画及び障害児福祉計画策定スケジュール(予定)について、事務局より説明願います。

○事務局

資料1の策定スケジュールにつきまして、ご説明させていただきます。

5月24日に開催されました厚生委員会におきまして、策定方針について報告した後、5月29日から6月30日までの約1ヶ月間、計画策定の基礎的な資料とするためアンケート調査を実施しております。内容等につきましては次の議題で説明させていただきたいと思っております。

次に7月3日に養護学校におきまして、障害児支援に係る意見交換会を実施しております。8月8日から10日にかけて3日連続で障害当事者やご家族、支援をされている方々などを対象に市民意見交換会を実施しております。

アンケート調査の速報値につきましては、8月23日の厚生委員会や翌24日の自立支援協

議会においてもご報告済みでございます。9月のこども地域生活支援会議におきましてもご報告をする予定でございます。

この後、合同部会におきましては11月に計画の骨子案につきまして、現行の第四期障害福祉計画の総括とアンケート調査の最終結果を含めて合同部会においてご審議いただく予定でございます。

12月には計画原案をご審議いただき、年明け1月にはパブリックコメントの実施、2月には結果報告と合わせて計画案を作成し、本合同部会にお諮りした上で成案としていく予定でございます。説明は以上でございます。

○部会長

ただいま策定スケジュール等につきまして事務局から説明がありましたが、何かご質問等がございますか。

<質問等なし>

○部会長

それでは本件につきましては以上で終わりにします。

(3) 第五期帯広市障害福祉計画及び第一期帯広市障害児福祉計画策定に向けたアンケート調査結果(速報値)等について

○部会長

次に、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定に向けたアンケート調査結果(速報値)等について事務局より説明願います。

○事務局

まず資料2をご覧ください。本アンケート調査の主旨は障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に当たり、基礎的な資料とするために実施したものです。調査項目の詳細につきましては、18歳以上の障害者を対象とする調査票が資料3、18歳未満の障害児を対象とするものが資料4です。調査項目として、いずれの調査票もサービスの利用状況、生活の状況、今後の生活の考え方、障害児を対象とした療育や支援の利用状況など、全体で62の項目について調査をしています。

その中から障害のある人の重度化、高齢化、親亡き後を見据えた支援体制の仕組みづくりなど、国の指針で目標となっている項目に関係するものを中心に、この調査結果の速報値に掲載しています。今後クロス集計などにより分析を行い、市民意見交換会や本合同部会でのご意見を参考にしながら、11月に予定している計画の骨子案を作成していきます。

2番の調査の概要の調査期間については、5月29日からの約1ヶ月間です。調査対象は市内に居住する身体、療育、精神の障害者手帳の所持者、障害福祉サービスを利用する難病患者の方などの中から抽出した1,050名に調査票を配布しています。調査票の配布は郵送のほか、身体障害者福祉協会、精神に障害のある方を対象とするサービス事業所などの協力を得て行い、郵送により回収しています。

3番の有効回収数は468件、回収率は44.6%でした。

4番の回答者の基本情報につきましては、年齢構成、性別、障害等種別の構成など、5つの項目でまとめており、前回調査とほぼ同じような結果となっています。

5番の調査結果の概要につきましては、先ほどご説明したとおり、障害のある人の重度化、高齢化、親亡き後を見据えた支援体制の仕組みづくりなど、国の指針で目標となっている項目を中心にまとめており、(1)医療的ケアについて、(2)今後の暮らし方について、(3)日常生活においてどなたが介助者となっているかをお伺いし、右側上段ではその方の年齢や健康状態についてお伺いした結果をまとめています。(4)介助を受けられない場合などの対応につきまして、どのように暮らしたいかなどについてお伺いした内容をまとめています。3ページ目の左側の(5)、(6)につきましては、第一期帯広市障害児福祉計画の策定に当たり、発達障害や知的障害など通所サービスの利用状況などを調査した項目について掲載しています。右側の(7)、(8)につきましては、相談支援体制と障害のある人が地域で住みやすいまちづくりについて、今後重点的に進めるべきと思われるものについてお聞きしています。

次にその他の資料について、資料3、資料4の調査票をご覧ください。資料3は障害者を対象とする調査票、資料4は障害児を対象とする調査票です。障害者と障害児の調査票の主な違いについてご説明しますと、資料3の11ページと資料4の12ページをご覧ください。サービス等の利用についてお伺いしたのですが、たとえば②の重度訪問介護は18歳以上のサービスとなることから、資料4では今後の利用についてのみお伺いしています。なお、各サービスの内容につきましては調査票に説明がありますので参考にさせていただきたいと思います。次に資料4の14ページをご覧ください。下段「5 障害児支援」の⑰児童発達支援から次のページの⑳「障害児相談支援」につきましては、障害児のみのサービスとなっています。同じく資料4の26ページをご覧ください。「子育て支援の充実について」という問53につきましても障害児のみの設問となっています。

続きまして資料5をご覧ください。こちらは8月の市民意見交換会の際に使用しました資料です。表紙をめくり2ページ目をご覧ください。2ページ目には「障害のある人に係る帯広市の主な事業」を紹介しており、「障害者理解の促進」、「日常生活支援の充実」、「自立した地域生活への支援の充実」について3つの大きな括りについて事業を紹介しています。3ページ目は障害児発達支援事業など、「主な障害児支援」に係る事業を紹介しています。4ページ目をご覧ください。障害のある人の状況とサービス利用の現状についての資料です。平成28年度末の身体、知的、精神の3障害を合わせた人数は12,667人であり、右側の表では平成20年度以降の推移をグラフで示しています。3障害ごとの障害者と障害児の内訳につきまして

は、下の表のとおりです。次に5ページ目です。上段の(1)と(2)は障害者のサービス利用者数とサービス事業費の推移を記載しています。その下の(3)と(4)は障害児に係るサービス利用者数とサービス事業費の推移です。ここで(2)のサービス事業費の内訳をご覧ください。平成20年度と平成28年度を比較すると「施設サービス」は12億3,100万円から6億5,900万円に半減しています。これに対し「居宅サービス」は3億8,200万円から29億1,400万円と約7.6倍に増加しています。これは平成18年の障害者自立支援法の施行以来、国において一生涯を施設で終えるのではなく、生活の場を地域に移行する、あるいは地域での生活を維持していくという政策の転換が図られた結果が表に出てきたものと捉えています。最後の6ページ目につきましては、第一期から第四期までの地域生活移行に係る部分の障害福祉計画での計画値と実績をまとめたものです。

続いて資料6、現行の第四期帯広市障害福祉計画をご覧ください。表紙をめくり目次をご覧ください。と、「第1章 計画の基本的事項」から「第7章 計画推進の体制」までの7章からなる計画となっています。10ページの第3章をご覧ください。第三期までの計画の取り組みの点検及び評価について掲載していますが、第四期までの点検、評価につきましては11月の合同部会開催時に骨子案とともに第四期の総括として報告させていただきたいと思います。次に20ページをご覧ください。第4章の計画の基本方針には「目指す方向」や「重点項目」について記載しています。23ページ以降、重点項目に係る数値目標、25ページ以降はサービスごとの見込量と確保のための方策について掲載しています。また、28ページには(5)障害児通所支援に係るサービス見込量を掲載しています。今回、第一期障害児福祉計画を策定することとなりましたが、帯広市では現行の第四期からすでに障害児支援に係る部分についても一部計画に掲載しています。

少々長くなりましたが、説明は以上です。

#### ○部会長

アンケート調査結果の速報値等について説明がありましたが、まず、このことにつきましてご質問等を皆様からいただいた後、2つの計画の策定に向けたご意見やお考え、ご質問などにつきまして、1つは「障害者に関すること」、もう1つは「障害児に関すること」と2つに分けて皆様にお伺いし、最後に「全体を通じて」というかたちにしたいと思います。

それでは、アンケート調査結果(速報値)等につきまして、皆様方から何かご質問、ご意見等ございますか。

#### ○委員

アンケートの年齢構成について、回答者の34%が70歳以上、60～69歳が21%と60歳以上の方が55%となっている。この後のアンケートの中でこの方々が「今のまま生活したい」あるいは「家族と一緒に生活したい」ということで、今後の親亡き後の支援体制を見据えてとなっているが、誰でも年齢を積み重ねていくが、自分の思うような生活をできることが



一番良い。年齢というものには、家族の方々の年齢があるだろうし、ご本人の年齢があるだろうし、こここのところがどういうふうこれからご本人が考えている生活を維持していくための施策、あるいはご支援があるのかお聞きできれば。もちろん施設の関係もあるが、できれば地域でどのように暮らしていくかということについてお話を聞きたい。

#### ○事務局

ご本人、ご家族ともに年をとっていきます。親御さんがずっとお子さんを介護してきたが、親御さんが高齢化して、どこかの時点では介護をしきれない時が来ます。国の方でも「親亡き後の介護」ということで重点項目として掲げています。

最近の身近な話では知的障害のあるお子さんを介護していたお母さんが亡くなり、ひとり残された知的障害の娘さんをどう支援していこうかという実際のケースがありました。その時は亡くなったお母さんの兄弟の方が心配して市役所の窓口にご相談いただいたことにより、事なきを得ましたが、そういうケースばかりではないと思います。孤立死や孤独死ということを目にしますが、そういったことが無いように老障介護の危険のある世帯の把握をすること、また、施設に入所するかグループホームに入居するかという選択肢が出てきた場合、ご自身の意思を尊重し、どういった生き方を望まれるのか確認した上で、その後の生活について相談支援体制を整備して対応していかなければならないと思っています。

もちろん、介助をされるご本人も同じような状況をたどるので、緊急時の対応を含めた相談支援体制を整備していきたいと考えています。

#### ○部会長

他にございますか。

#### ○委員

児童施設や障害者の施設の場合、年齢層が上がっていて、それに伴って親も年を取っているというのがあるんですね。そういうのもあって、結局その親が亡くなってどうするということもある。高齢化に伴って身体も悪くなって機能も落ちていって、そのまま施設生活を本人が希望せずグループホームで地域生活をしますという人もいます。

現状の施設内の人数と定員は決まっているので、受け口を広げてもらわないと、施設関係やグループホーム関係がパンクすると思う。

当事者に対する受け口が少ない、現場で働く職員が少ない、それに加えて中で支援している職員も年々高齢になっている。要は老人が老人を看ているというのがあるので、そういうところも改善しないといけないかと思っています。

#### ○部会長

いかがでしょうか。施設の数の問題と担い手の確保に係るご意見かと思いますが。

#### ○事務局

施設の受入れ、グループホームが足りるのかというお話かと思いますが、国では一生涯を施設で終えるのではなく、地域に移行した生活を支援していこうという基本方針がありますので、グループホームが足りないというご意見ですけれど、現行の第四期障害福祉計画の27ページをご覧くださいなのですが、上から2番目の表に「共同生活援助（グループホーム）」があり、これまでの目標と実績を参酌し、今後3年間の見込量を考えながら確保をどうするかということこれから検討していくこととなります。これまでの伸び率などを見ながら足りないことの無いよう手を打っていきたいと考えています。

施設職場の手が足りないのご指摘ですが、介護職場でよく聞かれる話かと思いますが、もちろん障害福祉の現場でも似たようなことが起きていると思いますが、これは市町村だけの力では足りない部分もあるかと思いますが、国の政策、北海道の計画などと連携を図りながら手が足りるような施策を考えていきたいと思っています。ただ、実際に特効薬となるものは無いと思います。ただ、そうした方々の養成に向けて方策を考えていかなければならないという認識にはあります。

#### ○委員

このアンケートについて全部を承知しているわけではないが、高齢の方も障害を持たれた方も誰もが自分の地域の中で家族とともに生活をしていきたいというものですけど、介護保険が始まってから、一番の問題は在宅サービスが足りない。色々な方々がいらっしゃるので、それに対応する在宅サービスが足りない。結果として在宅では生活できなくなってしまう。

国は最近、財源の持続可能性といっているが、在宅サービスをもっともっと増やしていかないと、結果的には障害福祉計画のアンケートについても、十分に目標を達成することができない。在宅サービスをどういうふうに考えていくか、これは今日の問題ではなくて、これから先の問題として考え方の骨子と言い切れる。

#### ○事務局

在宅サービスについてご意見をいただきました。第四期障害福祉計画、第一期からの目標値、実績値を加味しながら、今後のサービスの見込量を算定しますので、そこに向けての財源を捻出しながらサービスを提供していかなければ、国の大きな指針である地域での生活を維持していくということが満たされないこととなりますので、もちろんこの計画に盛り込んだからと言って財源が付くという仕組みではありません。ただ、今後3年間の計画としての見込は作っていきますので、財源確保に向けて国と連携しながら精一杯努力していくしかないと思っています。

#### ○委員

(7)の相談支援体制について、昨今、障害を持った方々に対する相談支援体制が充実してきたと喜んでいるが、アンケート結果を見ると「1か所で用件を済ませることができる窓口」という要望が最も多いということは、まだそこができていないということなのかなと思う。相談支援の方の連携を密にして何か所も回らなくても必要な支援が受けられる相談支援体制を取っていただきたい。

もう1点、周りから見ると「この方はもう少しこういう支援を受けたらもう少し楽になるのに」であるとか、「もう少しお子さんが伸びるようになるのに」という周りの思いとは別に、ご本人たちが必要と感じていない方もいるように見える。そういう方たちの支援をどのようにしていくかということも専門的な部分として検討いただけたらと思う。

#### ○事務局

1か所で用件を済ませることのできる窓口ということで、市では総合相談窓口を備えています。実際に1か所で全ての用が足りるということには現実的には対応できないものがあるのかと認識しています。ただ、市としてはケースバイケースで反省する部分もあり、なるべく1か所で済むようなところに努力していきますので、ご理解をお願いします。

#### ○部会長

たとえばグループホームをこれだけ増やします、こういう施設を増やしますと計画が作られるのは良いが、問題はそれを支える人間がこの少子化の中で現実にいるのか。待遇の問題もあるかもしれないし、色々な問題の中で支える人間がどこの施設も不足しているのではないかな。そういった中、計画で総数を作ることも大切だが、それを支える人間をどうしていくか、どのように養成していくか、どういう研修の場を与えるか。いま色々なところで現場に外国人を入れるという話があり厚生労働省よりベトナム人を受け入れるなど現実に入っている。そういった流れの中で帯広市としてこの計画を現実のものとしていくために、具体的にどうやって担い手を育てていくのか。

#### ○事務局

部会長から質問がありましたが、先の委員からの質問につきましてお答えしたいと思います。「周りから見ると支援が必要なお子さん、必要な方」に見えるのにご本人が必要を感じていない方をどうにか支援につなげていった方が良いというケースは実際にあります。そういうご家庭に対して継続的に関わっていくのが望ましいのか、周りの支援者が集まってケース会議をするなど、対応を徐々に進めているところです。年齢は色々だと思いますが、子どもの場合はそのような対応によってできるだけ支援の利用につなげたいと考えております。

続きまして、「支援の担い手の確保」についてですが、現時点において明確な回答をお示しすることはできませんので、11月の骨子案作成までにお答えできるような考えを整理してお示ししたいと思います。

○部会長

他にございませんか。それでは先ほどお話をしましたとおり、18歳以上の障害者に関することに分けてみてご質問、ご意見はございますか。

<意見なし>

○部会長

よろしいでしょうか。それでは、18歳未満の障害児に関することで、ご意見等はございますか。

<意見なし>

よろしいでしょうか。それでは、全体を通じまして何かございますか。

○委員

部会長がドクターなので伺いたいのですが、障害を持っている方々、子どもも成人もお年寄りも障害がある方で、たとえば医療の必要性があるにも関わらず、医療に向かえないという実態があるのか無いのか、あるとすればそれに対してもう少し、障害者について医療という実態としてこうあるべきということが、もしあれば教えていただきたい。

○部会長

障害の程度によるものだが、現実にはそれについてはたとえば施設であるとか、高齢者、ケアマネ、ご両親の意向などで来るか来ないかが決まってくるという話になるのかもしれない。

私は障害児の方は詳しくないが、障害者に関しては施設の意向、施設ごとに受診するということへの温度差があるのかと。決して受診しにくい環境を作っているわけではないと思うが、来るとなるとなかなか大変なのかもしれない。

おそらく、どこの病院でもあるかもしれないが、意思の疎通ができなければ的確な診断と治療にはつながらないかなと思っている。

障害児については、色々なかたちでやっていることが色々あるかもしれない、やはり地域の中で訓練などが、この地域で現実には充足しているのか、この計画とは別だが、あまり十勝はどうなのかなと。医師でなく、たとえば幕別町の札内で「あかしゃ」という老人保健施設の理学療法士といっしょに訓練の取組みを、個別の依頼に応じてそれは頼まれてやっている部分もあるが、管内全体がそうならいいのかなと思う。

○委員

私は小さい子を見ている仕事ですので、以前から比べると障害を持っているご家族へのサポートはすごく広がっていると思う。ただ、どこに相談したら良いのか、それは市の担当からのPRをもっと発信した方が耳にしない方にも届いていくのではないかと思う。保育園、幼稚園、認定こども園では当然担当の園でそういう話はさせてもらうが、そうではなく早い段階でひろっていくことにすれば、健診もあるが敢えてそこを避ける親御さんもいるので、時間をかけてやわらかく対応していく体制づくりというのも考えていただくと、お母さんたちの気持ちが向いていくと思っている。

医療の受入れについては、以前から見ると全く数段の違いがあるくらい、お医者さんも看護師さんも受入れをしてくれている。ただ、障害の程度とっていいのか、その理解の深さがまだ浅いような気がしているので、保護者の方々が病院に連れて行くのは様子を見ながらという状況がまだまだ見られる。以前に比べれば受入れ体制は良くなってきていると実感しているので、障害についての理解を深めるところと、一般の方たちへもう少し広報活動があっても良いかなと思う。実際に幼稚園、保育園で出会う方たちは最初に「この子なに」と思っても、「障害ってこういうことなんだ」と理解していただける方たちもたくさんいるので、そういう意味では知ればみんなが協力してくれるということではないかなと思っている。

いつか、帯広市の映画館で障害の少し重い子が親子で行った話で、奇声を発するような子で普段は札幌に住んでいて、札幌では最初に「こういう子ですがいいですか」「いいですよ」と話をして映画を見せてもらった。状況が悪くなれば保護者と一緒に退出するというようにしていたが、夏休みに帯広に行った時に映画を見せたいと思い、映画館に行ったら、入った途端に「出ていただけますか」という対応を取られてショックを受けた、残念だった、という話があったので、これは周りの方たちの理解の少なさと残念に思った。実際に起こったことなので、この策定に有効に色々な場面で広がっていったら良いと思います。

## ○事務局

ただいま「相談がこういうところで行っているというPRをもっとした方が良い」というご意見をいただきました。たしかに、こども発達相談室であったり、保健師の活動であったりももっと皆様に理解していただかなければならないと改めて思ったところです。自立支援協議会の中で色々なつながりを作っているところですが、地域の中でそういった相談をしたいという人がいた時にすぐにキャッチしてつなげていくという体制作りをしていかなければならないと感じたところです。今回の計画にうまく取り入れていきたいと思っております。

最後にお伺いした映画館の話につきまして、昨年4月から障害者差別解消法が施行され、帯広市におきましても、この行政エリアの各行政機関、障害当事者の方々の団体の皆様にお集まりいただいて、障害者差別解消支援地域協議会の機能を持った部会を立ち上げております。いまお聞きした限りでは、札幌の映画館での対応と帯広の映画館での対応では明らかに違って、帯広の映画館における障害者理解が進んでいないのかなという印象を受けています。昨年立ち上げた組織として障害を理由とする差別の解消に向けた相談窓口を開いています。帯広市

障害福祉課と市民活動プラザ六中にある十勝障がい者総合相談支援センターの2か所が窓口になっていますので、差別の解消に向けたご相談がありましたら、こういったところがありますということをお伝えしていただければと思います。

#### ○委員

たしか帯広市には手話条例ができたのではないのでしょうか。それで、ろうあ者が医療機関を受診する時に自分の症状を伝えることに非常に困る、日常生活の中で一番困ると聞いたことがあります。手話通訳をされる方の養成は進んでいるのか。

#### ○事務局

ろう者の方が医療機関、薬局に行く際にお困りになるというご質問ですが、最近はろう者の方も高齢化しており、介護保険を利用するようになってきました。介護保険の認定調査、ケアマネジャーとの利用調整などへ手話通訳者を派遣していることが昨年あたりから見受けられるようになってきました。

手話通訳者の養成につきましては、毎年、手話奉仕員養成講座を昼の部と夜の部の2講座を同じコースで定員30名×2講座で60名の方に年間80時間のカリキュラムを組んで実施しています。昨年、手話言語条例を施行した際には定員を大きく上回る受講があり、大変嬉しく思っていたところです。今年も定員に近い人数が集まり、手話奉仕員養成講座を受講した後に、手話通訳者試験を受けなければ手話通訳者になることはできませんが、手話奉仕員という底辺の拡大から手話通訳者の確保に向けた取り組みを地道に進めているところです。加えて、現在登録の手話通訳者は23名おります。数年前よりも少し通訳者の数も増えている状況ですので、今後介護保険の利用などが増えてきますと更に手話通訳者が必要だと思いますので、確保に向けた取り組みをしているところです。

#### ○部会長

他にございますか。

#### ○委員

障害を持っているお子さんのいる家庭もそうだし、たとえばグループホームに入りましたという時に、町内会のつながりで利用者さんのことを知ってもらって理解してもらってということがある。町内会なりにそこにグループホームがあるのでこういう人たちが住んでいるということを、自分も仕事上そういうところにおいて、こういう人たちがいることを積極的に町内会の会議や総会に参加させてもらって理解を募ることにしている。これからも親御さんたちもその地域の中で住んでいて、やっぱりお互いの近所とかもすごく気になると思う。そういう子どもが騒いで隣りに迷惑をかけていないだろうかとか。帯広市の方から町内会とか関係のところから「こういう人がいるのでご理解を」という感じの働きかけとかはあるのでしょうか。結局、

今までだったらたとえば入所している施設の職員が「こういう人たちがいるのでお願いします。」というのが現状です。帯広市として、たとえばそういう町内会とか民生委員がいるので、こういう人たちがいます、個人で知られたくない人もいるかと思うんですけど、やはりそういうのがあればご家庭で障害を持った子と家で一緒に暮らしている方とかも安心して生活できると思う。未だに大声を夜中に出すとか、不審な動きをしているからという苦情はあるんですよ。そういう人もいっぱいいると思うんですよ。町内の人はそれぞれなので、ちょっとでもそういう人がいますよという理解をしてもらうような場というか、町内会とかに色々広めてもらって、やっぱり普通の一般の方々に理解してもらうのが、今後地域に出て行ったり、グループホームで生活したりとかする親御さんもそうだし利用者さんもそうなんですが、生活していく上で大事なのではないかと思うんですよ。やっぱり理解してもらう場というか、各町内会とかに意見とかを言ってもらえたりすればいいかなと思います。

#### ○事務局

施設利用ということでお答えしたいと思いますが、2年前、とある町内会に精神障害の方が利用しているグループホームがあり、昼間から缶ビールを持って歩いたり、他人の家庭菜園を見つめていたり、利用者さんの行動がおかしいということがあり、「そういった方が住んでいるけれど」と、小さいお子さんのいる保護者の方から心配に思われてお話があった。そういうところの地域理解については、グループホームを運営する側の責任で、それを建てる時にはもちろん「こういう施設が建ちます」という説明を町内会にして、理解を得ていただくことになっていますし、そういった条件を具備して北海道知事から事業所指定を受けているという手順になっているはずですが、だからといって市役所が何もしませんという考えではありませんが、基本的にはグループホームを運営される施設管理の方で町内会などに、普段からたとえば町内会の清掃活動や行事があった時に利用者もみんな参加するといった接点を持ちながら、障害に対する理解を進めていただくという取り組みがよろしいのかなと思っております。

#### ○部会長

他になければ、本件につきましては以上で終わらせていただきます。

#### (4) その他

#### ○部会長

その他、事務局から何かあればお願いいたします。

#### ○事務局

次回開催予定につきましては、帯広市健康生活支援審議会が11月に開催を予定しているところでございます。後日改めてご案内させていただきますが、基本的には審議会の親会、合同

部会、そして通常の各部会と考えてございますが、骨子案の作業の進捗状況などによりましては合同部会を別の日にさせていただくことになるかもしれません。予定が近づきましたらご連絡させていただきますので、日程の調整をしていただきますよう、大変恐縮でございますがご都合をつけていただきますようお願いいたします。

### 3. 閉 会

それでは、以上をもちまして、本日の合同部会を閉会いたします。夜分また長い時間にわたりご協力いただきありがとうございました。お疲れ様でした。